

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成27年9月25日（平成27年（行個）諮問第157号）

答申日：平成28年10月4日（平成28年度（行個）答申第108号）

事件名：本人以外の相続人が提出した特定被相続人に係る相続税修正申告書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、本件文書のうち別紙2の1に掲げる部分に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が新たに別紙2の1及び2に掲げる部分に記録された別紙3ないし別紙5に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年5月25日付け特定記号第178号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、審査請求人が添付している資料は省略する。）

（1）審査請求書

ア 不開示とした部分の取消しを求める。

（ア）平成17年4月22日以降の特定被相続人にかかわる申告書

（イ）平成17年7月7日付けの相続税の修正申告書の数字の部分

イ 税務調査の対象者であり、法律上保護された請求人固有の財産である。

特定被相続人が業務上の死亡であるため、死亡退職金、弔慰金などの申告書10表の開示を求める（非課税部分）。

(2) 意見書 1

ア 平成17年7月7日付け相続税修正申告書について

審査請求人は、平成27年4月17日付けで、特定相続人A及び特定相続人Bが平成17年7月7日に提出した相続税の修正申告書の開示請求をした。そして、平成27年5月25日には、特定記号第178号「保有個人情報の開示をする旨の決定について」のとおり、大部分が開示とされる旨の決定が出た。

しかし、平成27年5月25日付け特定記号第178号の書面は、全部開示がなされるべき書面であり、かかる決定は不当なものである。以下、その理由を述べる。

イ 不開示とされた部分は審査請求人を本人とする個人情報であること
(ア) 不開示とされた部分は主として、各相続人が新たにいくら財産を取得したのか、また、それを前提とするといくら相続税になるのか、といった情報を含むものである。

なお、審査請求人は一度相続税申告をした後、追加で一切相続財産を受け取っていないし、また、相続税の修正申告もしていない。つまり、平成17年7月7日付け相続税修正申告書は、特定相続人Aないし特定相続人Bが新たに相続財産を追加で受け取り、それを前提に審査請求人に無断で相続税の修正申告をしたものと考えられる。

(イ) ところで、平成16年12月24日付けの調停条項によれば、遺産分割調停後に新たに相続財産が発見された場合は、その3分の2を審査請求人が受け取ることになっている。したがって、もし、特定相続人Aないし特定相続人Bが新たに相続財産を追加で受け取ったことが真実であるとする、審査請求人が新たに発見された相続財産のうち3分の2の財産を受け取れるということになるのである。したがって、かかる情報は、審査請求人を本人とする個人情報であるといえる。

(ウ) また、特定相続人Aないし特定相続人Bが、新たに追加で相続財産を取得したことを前提に相続税の修正申告をしたとすると、相続財産の全額が増加したことになる。そうすると、審査請求人の取得財産額は変化していないのであるから、全体の財産が増えた分だけ、審査請求人の相続税額は減ることになる。そうすると、審査請求人は相続税の還付を請求する権利が生じることになる。当然のことながら、相続税の還付請求権は審査請求人個人に属する権利である。したがって、本件相続税の修正申告書は審査請求人を本人とする個人情報であるといえる。

一方で、もし相続税の修正申告にもかかわらず、審査請求人に還

付すべき相続税が生じないというのであれば、特定相続人Aないし特定相続人Bにおいて、審査請求人も追加で相続財産を受け取ったことにして、相続税の修正申告をしたということになる。そうすると、審査請求人のあずかり知らないところにおいて、勝手に自らの相続財産額及び相続税額が偽造されたということになる。もし、相続税の修正申告書が偽造されたというのであれば、審査請求人は自らの取得した財産に応じた相続税額で、更に相続税の修正申告ないしは更正請求をしなければならない。審査請求人の取得財産額が虚偽であるがために、相続税の修正申告書を訂正するためには、相続税修正申告書の内容を確認しなければなし得ないことである。相続税の修正申告書を見ることができなければ、自らの正確な納税義務を果たすことができないし、また、正確な納税義務を果たしたことの確認もすることができない。したがって、相続税の修正申告書は審査請求人を本人とする個人情報であるといえる。

(エ) 相続税の修正申告がなされれば、共同相続人の各相続税額に連動して影響を及ぼす。本件文書は、全ての相続人の相続税額を一体的に連動した計算により相互に不可分なものとして算出し記載したものであり、全ての相続人について、各相続税額とその一体的な算出の内容を明らかにしており、各相続人をそれぞれ本人とする保有個人情報である。

ウ 相続税修正申告書第10表（退職慰労金等）について

(ア) 平成27年5月25日付け特定記号第178号の開示決定では、退職慰労金についての該当箇所が一切開示されなかった。しかし、相続税修正申告書において退職慰労金等がいかなる取扱いをされているのかという点については、審査請求人の個人に関する情報であるため、開示されるべきである。

(イ) 被相続人である特定被相続人は、特定会社Aの代表取締役であり、特定会社Aは、特定会社Aを保険契約者、特定被相続人を被保険者、受取人を特定会社Aとする死亡退職金保険に加入していた。そして特定会社Aの会社内部において弔慰金規定なるものが定められており、特定会社Aに支給された死亡保険金は、その弔慰金規定により、特定会社Aの代表者であった特定被相続人の遺族に支給されることになっていた。

ところが審査請求人には、特定会社Aから一切弔慰金が支払われないまま現在に至っている。このことから、特定相続人Aないし特定相続人Bが、特定会社Aに支払われた死亡保険金を全額受け取った可能性が思料される。そうすると、特定相続人Aないし特定相続人Bは、追加で相続財産を取得したことになり、それに伴って今般

の相続税の修正申告をしているものと思料される。したがって、平成17年7月7日付けの相続税修正申告書の第10表には、特定相続人Aないし特定相続人Bが追加で受け取った弔慰金の額が記載されている可能性が高いのである。

(ウ) そして、審査請求人は弔慰金規定により特定会社Aより弔慰金を受け取る権利を有するのであるから、もし特定相続人Aないし特定相続人Bが特定会社Aから弔慰金を受け取っているのであれば、審査請求人は特定相続人Aないし特定相続人Bに不当利得返還請求権を有することになる。

したがって、相続税修正申告書第10表は、審査請求人が特定会社Aからの弔慰金を受け取れる立場にあったのか否かの判断をするに当たり、知らなければならない情報であるから、審査請求人を本人とする個人情報であるといえる。

(エ) また、特定相続人Aないし特定相続人Bは、相続税の修正申告をするに当たり、特定会社Aの弔慰金規定等を添付資料として税務署に提出しているものと思料される。その弔慰金規定等も見なければ、審査請求人が特定会社Aからの弔慰金を受け取れる立場にあったのか否かの判断ができないことから、弔慰金規定等も審査請求人を本人とする個人情報といえる。したがって、第10表附属の一切の添付書類（弔慰金規定等）も開示されるべきである。

(2) 意見書2

ア 現在請求人は、特定相続人Aを被告とし、新しい弁護士を代理人になっていただき、地方裁判所に不当利得返還請求の控訴を提起しております。争点になっております点は弔慰金規程、退職慰労金規程があったか否か争点です。

不当利得になっております相続財産は被相続人の33年間の利益です。法人受け取りの生命保険から、弔慰金規定によりまして支給され、後は非課税の範囲内で退職慰労金として支給されておりますということを当時の特定職員より御教示されました。

また、請求人は、更正の請求書に記載があります計算の基礎となる金額も受け取っておりませんし、未分割遺産も受け取っておりません。争点になっている以上弔慰金規程、退職慰労金規程の開示をしない限り被相続人の利益が被相続人の本意ではない方向に進んでいくとしております。

イ 理由

利得が不当であるから利得は正当に権利を有する者に返還、復元されなければならないと述べるのは単なる結論に過ぎない。しかし、規範的な論拠は、「何人も他人の損失によって不当に利得してはなら

ない。」というのが衡平である。これらの言葉を今までに代理人になっていただきました弁護士，税理士たちはどのように受け止めていたのでしょうか。また他の共同相続人が相続財産を全て受け取っていても判定がされていないと放置していることに憤りさえ覚えます。

被相続人の相続財産は相続人の共有財産である。特定税務署は以前は相続人全員の委任状がありましたら他の共同相続人欄は黒塗りし閲覧できますと御回答して下さいましたが，委任状の提出には他の共同相続人は応じていただけませんでした。

被相続人の相続財産の総額が分からない限り相続財産の解消とは言えない。

根拠は，他の共同相続人がこのような結果が起こることを認識し，わざと行った行為である。この行為には弁護士，税理士，司法書士たちが等関与している。

このような不当に得た他の共同相続人の行為には，他の共同相続人に利益の精算の請求をしなくてはならない。

他の相続人が得た，相続財産の相続税は，相続人全員の相続財産が知り得ない限り各自の税金の計算ができる由もない。よって請求人には知る権利がある。

また，修正申告も他の共同相続人が審査請求人の修正申告書を作成し，また，請求人に伝えることもなく更正の請求をし，審査請求人の知らないところで，本来審査請求人が修正申告をし，受け取れるべき金額を勝手に他の共同相続人が連帯納付をし，他の共同相続人が受け取っていた可能性が強い。

税理士の説明もない。また，審査請求人は同意書，または，寄付をするなどといった書類に署名押印もした事実もない。すなわち一切の付属書類は提出していない。

なお，情報を下さいましたのは特定税務署に審査請求人が調査をしてくださいとお願いの手紙をお送りし，（平成17年4月25日付けの税務署長様と題しました手紙文です。特定職員の情報により確認できたことである。）なお，弔慰金，退職慰労金を原資としてあります法人受け取りの生命保険は特定税務署に調査（税務調査が入りました期日は平成17年6月13日）特定税務署から審査請求人の代理税理士の事務所に税務調査の報告に行ってくださいました期日は（平成17年7月6日）です。税務調査のお願いをするまで他の共同相続人は課税を免れるため隠ぺいしていたものです。

請求人が受け取っております相続財産は，①宅地 特定所在地，②家屋 特定所在地，③家具一式。

尚，特定相続人Aは株式を渡してくれれば退職慰労金，弔慰金な

どの後から出てきた財産は受け取らないと約束いたしました，その約束を提案しておきながら株式は受け取る，問題となっている退職慰労金などの全ての被相続人の財産を利得してしまったのである。請求人はこの先の生きていく上での生活面，精神的，肉体的に限界が来ております。

添付書類を付けますが，請求人には税のことが無知ですから説明はつけません。

一つの書類だけは，特定税務署の方が税務調査で判明いたしました修正申告書です。

私は全く受け取っておりません。当時の代理弁護士も代理税理士から渡されこちらの書類を長い間手元においてあり，一度は裁判に出されましたが審議がされませんでした。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は，特定税務署長（処分庁）に対して，「平成17年7月7日に特定相続人A・特定相続人Bが提出した特定被相続人に係る相続税修正申告書および添付書類すべて」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は，本件開示請求を受け，審査請求人以外の相続人である特定相続人A及び特定相続人B（以下，第3においては「審査請求人以外の相続人」という。）が提出した特定被相続人に係る相続税修正申告書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1）を特定し，平成27年5月25日付け特定記号第178号により，本件文書のうち別紙2の1に掲げる部分について，法4条1項の規定に基づき，全部開示決定（原処分）を行っている。

なお，処分庁は，開示請求に際して，審査請求人から特定税務署の收受印が押印された本件文書の控えの一部の写しの提出を受けていることから，審査請求人以外の相続人が本件文書を提出した事実の有無を知り得たと判断し，原処分を行っている。

これに対し，審査請求人は，原処分において，処分庁が審査請求人を本人とする保有個人情報の対象外とした部分について開示を求めていることから，以下，原処分を対象外とされた部分の保有個人情報該当性について検討する。

(2) 保有個人情報該当性について

ア 原処分が開示決定された部分（別紙2の1）に係る保有個人情報該当性について

（ア）相続税修正申告書第1表，第2表，第11表，第11表の付表1，

第11表の付表2及び第15表の「被相続人」欄

処分庁は、相続税修正申告書第1表、第2表、第11表、第11表の付表1、第11表の付表2及び第15表の「被相続人」欄に記録された被相続人に関する情報について、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして対象外と表示している。

当該各欄には、被相続人の住所、氏名、年齢、フリガナ、相続の年月日、職業が記載されており、当該情報は、審査請求人も含めた相続人を本人とする保有個人情報に該当し、さらに、審査請求人以外の個人に関する情報に当たるものの、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができる情報であると判断される。

したがって、法14条2号イに該当するため、開示すべきである。

(イ) 相続税修正申告書第1表、第11表の付表1、第11表の付表2及び第15表の「税務署整理欄」

処分庁は、相続税修正申告書第1表、第11表の付表1、第11表の付表2及び第15表の「税務署整理欄」に記録された税務職員の印影、相続開始年分、名簿（整理）番号及び被相続人の年齢について、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして対象外と表示している。

当該各欄に記録された情報は、審査請求人も含めた相続人を本人とする保有個人情報に該当し、さらに不開示情報を含まないため開示すべきである。

(ウ) 相続税修正申告書第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄、「④法定相続人（(注)1参照）」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄

処分庁は、相続税修正申告書第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄、「④法定相続人（(注)1参照）」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には法定相続人の人数及びそれに基づく基礎控除額、審査請求人以外の法定相続人の氏名及び続柄、法定相続人に応じた法定相続分及び合計が記載されており、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないとして対象外と表示している。

当該各欄に記録された情報は、審査請求人も含めた相続人を本人とする保有個人情報に該当し、さらに審査請求人以外の個人に関する情報に当たるものの、審査請求人も含めた相続人が法令の規定により又は慣行として知ることができる情報であると判断される。

したがって、法14条2号イに該当するため、開示すべきである。

(エ) 上記(ア)ないし(ウ)以外の部分

相続税修正申告書第1表、第2表、第11表、第11表の付表1、

第11表の付表2及び第15表において対象外とした部分のうち、上記（ア）ないし（ウ）以外の部分については、いずれも審査請求人以外の者に係る個人情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないのは明らかであることから、処分庁が対象外としたことは妥当である。

イ 原処分において開示決定した部分以外の部分（別紙2の2）の保有個人情報該当性について

本件審査請求を受け、諮問庁において、本件文書である相続税修正申告書を改めて確認したところ、別紙2の2の部分も含んでいることが認められた。

なお、その余の様式部分の保有は認められなかった。

（ア）相続税修正申告書第1表続、第5表、第11表の付表3、第11表の付表4及び第15表（続）の「被相続人」欄

当該各欄には、被相続人の氏名が記載されており、当該情報は、審査請求人も含めた相続人を本人とする保有個人情報に該当し、さらに審査請求人以外の個人に関する情報に当たるものの、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができる情報であると判断される。

したがって、法14条2号イに該当するため、開示すべきである。

（イ）相続税修正申告書第1表続、第11表の付表3及び第15表（続）の「税務署整理欄」

当該各欄に記録された情報は、審査請求人も含めた相続人を本人とする保有個人情報に該当し、さらに不開示情報を含まないため開示すべきである。

（ウ）相続税修正申告書第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当分」欄

当該各欄に記録された情報は、審査請求人も含めた相続人を本人とする保有個人情報に該当し、さらに審査請求人以外の個人に関する情報に当たるものの、審査請求人も含めた相続人が法令の規定により又は慣行として知ることができる情報であると判断される。

したがって、法14条2号イに該当するため、開示すべきである。

（エ）上記（ア）ないし（ウ）以外の部分

相続税修正申告書第1表続、第5表、第11表の付表3、第11表の付表4及び第15表（続）の上記（ア）ないし（ウ）以外の記載事項については、いずれも審査請求人以外の者に係る個人情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと判断されることから、対象外とすべきである。

（3）結論

以上のことから、別紙2の1の部分については、上記(2)アの(ア)ないし(ウ)に掲げる情報を審査請求人の保有個人情報として特定し、本件対象保有個人情報1に加えた上で、改めて開示決定することが相当である。

また、別紙2の2の部分については、当該文書を審査請求人の保有個人情報として特定した上で、当該文書に記録された上記(2)イの(ア)ないし(ウ)に掲げる情報を本件対象保有個人情報とし、改めて開示決定することが相当であるが、その余の部分については対象外とすることが妥当であると判断する。

2 補充理由説明書

(1) 補充する理由等について

別紙4及び別紙5に掲げる部分について、改めて審査請求人を本人とする保有個人情報の対象外としたことの妥当性及び開示の適否を検討した結果並びに理由説明書(上記1。以下同じ。)の(2)イ(ウ)において開示すべきとした部分について、以下、補充して説明する。

(2) 別紙4に掲げる部分について

ア 別紙4に掲げる部分は、審査請求人以外の相続人が提出した相続税修正申告書の審査請求人に係る記載欄のうち、財産等の価額、算出された税額等の数値等を記載する部分(以下、空欄も含めて「数値等部分」という。)である。そして、この数値等部分は審査請求人を本人とする保有個人情報の対象外とされているが、当該記載欄のうち、審査請求人の氏名、生年月日、住所等を記載する部分は開示されていることが認められる。

イ 別紙4に掲げる部分は、a「相続税の修正申告書」(第1表)に相続等により「財産を取得した人」の一人として氏名が記載されている審査請求人について、「課税価格の計算」、「各人の算出税額の計算」及び「各人の納付税額の計算」の各数値等を記載する部分、b「相続税の総額の計算書」(第2表)に「法定相続人」の一人として氏名等が記載されている審査請求人について、「第1表の「相続税の総額⑥」の計算」の数値を記載する部分、c「相続税がかかる財産の明細書」(第11表)に「財産を取得した人」の一人として氏名が記載されている審査請求人について、分割が確定して取得した財産等の価額(数値)を記載する部分、d「小規模宅地等についての課税価格の計算明細」(第11表の付表の2)に「特例の適用を受ける取得者」の一人として氏名が記載されている審査請求人について、「選択した小規模宅地等」の「宅地等の番号」、「所在地番」、「①面積」、「②宅地等の価額」、「④①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」、「⑤課税価格の計算に当たって減額される金額」、「⑥宅地等について課税

価格に算入する価額」,「⑯特定居住用宅地等」の「宅地等の番号」,「⑨小規模宅地等の面積」,「⑩小規模宅地等の価額」,「⑫小規模宅地等について減額される金額」の各数値等を記載する部分並びにe「相続財産の種類別価額表」(第15表)に,相続財産を取得した者の一人として氏名が記載されている審査請求人について,当該相続財産の価額(数値)を記載する部分である。

そこで検討すると,上記aないしeの部分は,それぞれ審査請求人の氏名等が記載された欄と一体を成すものと認められ,いずれも審査請求人個人に関する情報であって,氏名等により当該個人を識別することができるものに該当し,法2条2項の「個人情報」の要件に欠けるところはない。そして,本件相続税修正申告書は,特定税務署が保有する行政文書であるから,これらに記載されている数値等部分は,審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

(3) 別紙5に掲げる部分について

ア 別紙5の1に掲げる部分は,民法887条等で定められた法定相続人の数及び相続税法15条で定められた基礎控除額が記載される欄であり,審査請求人も含めた相続人共通の情報ということができ,また,当該部分は,理由説明書において,審査請求人を本人とする保有個人情報として開示すべきとした第2表の情報と同一の内容と認められ,これを対象外とする合理的理由も認め難い。

イ 別紙5の2に掲げる部分は,第1表の様式そのものであるから,審査請求人も含めた相続人共通の情報ということができる。

ウ 別紙5の3に掲げる部分は,審査請求人の氏名が記載された欄と一体を成すものと認められ,審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

エ 別紙5の4に掲げる部分は,相続税修正申告書が提出された場合,被相続人に対して付番し,当該申告書の管理等を行っているところ,当該部分には,特定の番号が記載されておらず,第15表の様式そのものであるから,審査請求人も含めた相続人共通の情報ということができる。

オ したがって,別紙5に掲げる部分は,審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

(4) 以上のとおり,別紙4及び別紙5に掲げる部分は,審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められるところ,別紙5に掲げる部分は,既に開示すべきとした情報と同一の内容であると認められること,空欄であること等から,不開示情報には該当しないと認められ,開示することが妥当である。

そこで,以下,別紙4に掲げる部分の不開示情報該当性について検討

する。

(5) 別紙4に掲げる部分の不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

(ア) 本件相続税修正申告書は、審査請求人以外の相続人が提出した申告書であると認められ、別紙4に掲げる部分を含め、その全体が法14条2号本文前段の開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

(イ) 別紙4に掲げる部分は、審査請求人以外の相続人が自ら主張する遺産総額及び相続分に基づいて計算した結果であるから、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ハに該当すると認めるべき事情も存しない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすべきと認められる。

イ 法14条7号イ該当性

(ア) 本件相続税修正申告書の場合、別紙4に掲げる部分を他の相続人（審査請求人）に開示することは、申告納税制度に基づき国税当局に提出した納税者の申告情報を、当該申告書を提出していない他の納税者に開示することにほかならないものと認められる。

(イ) 申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという極めて民主的な制度であり、この制度に基づき自主的に申告した納税者の申告情報を他の相続人（審査請求人）に開示することは、申告書を提出した納税者と税務当局との信頼関係を著しく損なうばかりか、制度を信頼し税務当局に申告を行っている一般の税務申告に対するコンプライアンスを著しく低下させることとなる。その結果、相続税の申告内容を税務当局への開示請求によって知られることを避けるため、無申告となったり、虚偽の申告を行うことなどが想定され、租税の賦課及び徴収に係る事務全般に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると判断される。

したがって、別紙4に掲げる部分に記載されている情報は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

(6) 理由説明書の(2)イ(ウ)で開示すべきとした部分について

理由説明書の(2)イ(ウ)において、開示すべきとした「相続税修正申告書第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当

分」欄」とは、第5表の「1一般の場合」における「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当分」欄のうち「配偶者の法定相続分」を記載する部分である。

(7) 結論

以上のことから、別紙4及び別紙5に掲げる部分の情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められ、別紙5に掲げる部分は不開示情報に該当せず開示相当であり、別紙4に掲げる部分は法14条2号及び7号イに該当し、不開示情報に該当すると判断する。

また、理由説明書の(2)イ(ウ)で開示すべきとした部分は、上記(6)のとおりである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月23日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同月26日 審査請求人から資料を收受
- ⑤ 平成28年8月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年9月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月26日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑧ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報を含む3件の保有個人情報の開示請求であり、処分庁は、本件請求保有個人情報については、本件文書に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報1)を特定し、本件文書の一部に記録された情報(以下「本件対象外部分」という。)については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして、本件対象外部分を除く全部を開示する原処分を行った。(なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、処分庁は、本件請求保有個人情報以外の2件の保有個人情報に係る部分については、それぞれ不開示決定(以下、併せて「別件決定」という。)を行ったとのことであった。)

これに対し、審査請求人は、原処分で審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとされた部分の開示を求めるとともに、本件対象保有個人情報1の外に特定すべき情報を特定税務署が保有している可能性があるとして、原処分の取消しを求めている。(なお、審査請求人は、上記第2の2(1)アのとおり、「平成17年4月22日以降の特定被相続人にかかわる申告書」についての不開示部分の取消しをも求めているが、同文書は、別件決定に係るものと解される。)

諮問庁は、本件対象外部分について、原処分において本件対象保有個人情報1が記録されているとして特定されていた「表」及び「付表」（別紙2の1）のうち、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとされていた部分の一部（別紙3の1）並びに原処分において審査請求人を本人とする保有個人情報は記録されていないとして特定されていなかった「表」及び「付表」（別紙2の2）の一部（別紙3の2）については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして開示相当としている。

また、諮問庁は、補充理由説明書（上記第3の2）において、別紙4及び別紙5に掲げる部分に記録された保有個人情報についても審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するが、その余の部分（以下「本件対象外維持部分」という。）は、なお審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、また、別紙4に掲げる部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法14条2号及び7号イに該当するとして不開示とすべきとし、別紙5に掲げる部分は開示相当としている。

そこで、以下、本件対象外維持部分の保有個人情報該当性、本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象外維持部分の保有個人情報該当性について

本件対象外部分のうち、別紙3ないし別紙5に掲げる部分を除く部分（本件対象外維持部分）は、審査請求人以外の相続人及び被相続人に係る情報であり、当該相続人の氏名等とともに、同人に係る財産等の価額、課税価格及び納付税額の計算結果等が記載されていることが認められる。

当該部分の記載には、審査請求人を識別することができる情報は記載されておらず、また、本件文書の他の部分に記載されている情報と照合しても、審査請求人を識別することができる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分については、審査請求人以外の相続人に係る情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。

3 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において見分したところ、別紙4に掲げる部分（本件不開示維持部分）は、審査請求人の共同相続人である特定相続人A等が提出した相続税の修正申告書の記載のうち、相続財産を取得した者の一人として氏名が記載されている審査請求人について、当該相続財産の価額（数値）等を記載する部分（数値等部分）である。そして、この数値等部分はそれぞれ審査請求人の氏名等が記録された欄と一体を成すものと認められ、いずれも審査請求人個人に関する情報であって、氏名等により当該個人を識別することができるものに該当し、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当する。

(2) そこで検討すると、本件不開示維持部分は、特定相続人A等が主張す

る遺産総額及び相続分に基づいて計算した結果であるから、審査請求人が法令の規定により又は慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められず、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

そして、当該部分は、これを開示することにより、特定相続人A等の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、法15条2項による部分開示はできない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号イについて判断するまでもなく、不開示とすべきと認められる。

(3) なお、審査請求人から本件文書の一部と類似する資料が当審査会に提出されている。しかし、当該資料は数枚にとどまり、本件文書と比べて枚数が明らかに少ないことや、その具体的な体裁等に照らすと、審査請求人がいかなる経緯でこれを入手したのかは判然とせず、結局、審査請求人が当該資料を保有していることをもって、本件文書の一部に記録された情報について、審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるとは認められないから、法14条2号ただし書イに該当しない。

4 本件対象保有個人情報以外の保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定したことについて、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明する。

ア 納税者から相続税の申告書や修正申告書が提出された場合、税務署においては、調査等により内容を検討し、その後、「相続税申告書・決議書等関係書類」という行政文書ファイルにこれを編てつし、保存している。

そして、本件文書は、当該行政文書ファイルにつづられている文書である。

イ 本件審査請求を受け、諮問庁において、本件文書である相続税修正申告書を確認し、原処分において本件対象保有個人情報1が記録されているとして特定された「表」又は「付表」以外の各表（別紙2の2に掲げる「表」又は「付表」）が含まれていることが認められたが、それ以外の表や添付書類の保有は認められなかった。

ウ また、本件審査請求を受け、改めて処分庁において、当該行政文書ファイルを確認するとともに、同ファイルに係る行政文書の保管場所を入念に探索したが、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当するものとして特定すべき保有個人情報はなかった。

(2) そこで検討すると、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当するものとして特定すべき保有個人情報はなく、諮問庁の上

記（１）の説明は、特段不自然・不合理とはいえ、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、特定税務署において、他に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報１を特定し、開示した決定について、諮問庁が新たに本件対象保有個人情報２を追加して特定し、本件不開示維持部分を法１４条２号及び７号イに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象外維持部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められ、特定税務署において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、本件不開示維持部分は、同条２号に該当すると認められるので、同条７号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙 1 本件文書

平成 17 年 7 月 7 日に特定相続人 A・特定相続人 B が提出した特定被相続人に係る相続税修正申告書および添付書類すべて

別紙 2

- 1 原処分で開示決定された部分
相続税修正申告書第 1 表, 第 2 表, 第 1 1 表, 第 1 1 表の付表 1, 第 1 1 表の付表 2 及び第 1 5 表
- 2 諮問庁が審査請求人の保有個人情報として特定した部分
相続税修正申告書第 1 表続, 第 5 表, 第 1 1 表の付表 3, 第 1 1 表の付表 4 及び第 1 5 表 (続)

別紙3 諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、開示すべきとする部分

- 1 原処分で開示決定された部分（別紙2の1）に係る部分
 - (1) 相続税修正申告書第1表, 第2表, 第11表, 第11表の付表1, 第11表の付表2及び第15表の「被相続人」欄に記録された被相続人の①住所, ②氏名, ③年齢, ④フリガナ, ⑤相続の年月日及び⑥職業
 - (2) 相続税修正申告書第1表, 第11表の付表1, 第11表の付表2及び第15表の「税務署整理欄」に記録された①税務職員の印影, ②相続開始年分並びに③名簿（整理）番号及び被相続人の年齢
 - (3) 相続税修正申告書第2表の「②遺産に係る基礎控除額」欄, 「④法定相続人（（注）1参照）」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄に記録された①法定相続人の人数及びそれに基づく基礎控除額, ②審査請求人以外の法定相続人の氏名及び続柄並びに③法定相続人に応じた法定相続分及び合計
- 2 原処分で開示決定された部分（別紙2の1）以外の部分（別紙2の2）に係る部分
 - (1) 相続税修正申告書第1表続, 第5表, 第11表の付表3, 第11表の付表4及び第15表（続）の「被相続人」欄
 - (2) 相続税修正申告書第1表続, 第11表の付表3及び第15表（続）の「税務署整理欄」
 - (3) 相続税修正申告書第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当分」欄

別紙4 諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして新たに特定するが、法14条2号及び7号イに該当し不開示とすべきとする部分（本件不開示維持部分）

- 1 第1表の審査請求人の氏名が記載されている列の①欄ないし⑤欄及び⑦欄ないし⑩欄のうち対象外とされた部分
- 2 第2表の「第1表の「相続税の総額⑥」の計算」欄のうち、審査請求人の氏名が記載されている行の⑥欄及び⑦欄
- 3 第11表の1枚目の「合計表」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている列の①欄ないし③欄並びに同表の1枚目及び2枚目の「取得した人の氏名」欄に審査請求人の氏名が記載されている欄の右の「取得財産の価額」欄
- 4 第11表の付表2の「選択した小規模宅地等」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている行の審査請求人の氏名が記載されている部分以外の記載部分並びに同表の「⑬特定居住用宅地等」欄のうち審査請求人の氏名が記載されている行の「宅地等の番号」欄、「⑭小規模宅地等の面積」欄、「⑮小規模宅地等の価額」欄及び「⑯小規模宅地等について減額される金額」欄
- 5 第15表の審査請求人の氏名が記載されている列の1欄ないし37欄

別紙5 諮問庁が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとして新たに特定するとし、かつ、開示すべきとする部分

- 1 第1表の「各人の算出税額の計算」欄のうち、「(各人の合計)」の列の「法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額」欄
- 2 第1表の「各人の算出税額の計算」欄のうち、審査請求人の氏名が記載されている列の「法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額」欄及び「相続税の総額」欄
- 3 第1表の「財産を取得した人」欄のうち、審査請求人の氏名が記載されている列の「取得原因」について相続又は遺贈のいずれか該当するものを○で囲む部分
- 4 第15表の「合計」の列の「※整理番号」欄及び審査請求人の氏名が記載されている列の「※整理番号」欄